

速報！さくらユウワ通信

持続化給付金に関するお知らせ

メディア等でも報道されている通り、令和2年度補正予算が4月30日に国会で可決され5月1日より給付金の申請開始となりました。今回は臨時号として持続化給付金について、お知らせいたします。

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金です。

給付額

中小法人等は200万円、個人事業者等は100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12カ月)

給付対象の主な要件

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
- ②2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
- ③法人の場合は、(1)資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
(2)上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※詳細は、申請要領等をご確認下さい。

申請に必要な書類

- ①2019年(法人は前事業年度)確定申告書類の控え
- ②売上減少となった月の売上台帳の写し
- ③通帳写し
- ④(個人事業者のみなさま)身分証明書写し

※このほかの書類が必要となる場合もあります。

持続化給付金の申請手順

持続化給付金申請ホームページ(<https://jizokuka-kyufu.jp>)にアクセスし申請できます。また、スマートフォンでも申請することが出来ます。申請後は通常2週間程度で、給付通知書を発送/登録の口座に入金となります。

詳細につきましては経済産業省のホームページ(<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>)もしくは各担当までお問合せください。

【西 貴史】